6　平成三十二年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	価格と	第一項の表第三号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準すると市町村長が認める	第一項の表第五号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準すると市町村長が認める
	又は第四号	類似土地の当該年度		附則第十九条の二第二項に規定する事情がある		附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
	にあつては	類似土地の同年度				

当該平成三十一年度の土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	第一項の表第六号	当該平成三十二年度の土地の類似土地
当該平成三十一年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格		通常市街化区域農地となつた当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地
当該平成三十一年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	第二項	これらの土地の類似土地
当該平成三十一年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格		通常市街化区域農地となつたものとその状況が類似する第三号若しくは第五号に掲げる土地以外の農地となつたもの
当該平成三十一年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格		通常市街化区域農地となつた当該平成三十一年度の土地と